

現憲法と自民党改憲案を説明します。

改憲論議目次

1 . 憲法

そもそも、**憲法ってなんですか？** 実は私もはっきりとは知りませんでした。

憲法とは、国家、政府を規制するための法なのです。

他の法律はすべて、国家・政府が、**国民を規制するもの**です。

しかし、**憲法は、国家を規制し、国民を守るためのものです！**

なるほど、だから、基本的人権とか宗教の自由とか表現の自由とかがあるのですね。

国家によって、これら基本的人権が侵されてはいけませんので、憲法で規定しています。

これを立憲主義といいます。日本は立憲主義の国です。

しかし、現憲法第 97 条にある「**この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。**」

は、**自民案では全く消されています。全くありません。**

自民党は、**国民の基本的人権等、全く認めないようです。**

その上、自民党案第 102 条では、

「すべて国民はこの憲法を尊重しなければならない」と言っています。

国家を規制する憲法を国民を規制するものに変更しようとしています。

憲法は、単なる多数決で変更するようなレベルの問題ではありません。多くの賛成があっても初めて変更すべき重要なテーマです。

戦後、60 年以上憲法が改正されなかったのは、改正手続きが厳しかったからではありません。多くの国民が、現在の憲法を良しとしてきたからではないでしょうか。

厳しい改憲規定があっても、米国やスイスでは憲法の改正が行われていると聞きます。

私達は、多くの国民が、現憲法を改正すべきだと思っているのでしょうか？

そして改正するとしても、自民党案を良しとするのでしょうか？

次の参院選後、自民党が勝利すれば、改憲は現実のものとなってきます！

2 . 公共の福祉

この言葉は、今まで何度も聞いたことがありますよね。例えば、現在の憲法では、12 条に国民の自由及び権利の保持を保障し、かつ国民は、これを濫用してはならず「常に公共の福祉のために利用する責任を負う」となっています。又、13 条では国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求の権利は「公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政

の上で、最大の尊重を必要とする。」

第 29 条の財産権では、財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律で定める。となっています。

しかし、自民党の改憲案では、この公共の福祉が消え、**公益及び公の秩序**に変わっています。

つまり、12 条では、「**自由及び権利には、責任及び義務が伴う事を自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない。**」

同じように、13 条の生命、自由、幸福追求の権利も、「**公益及び公の秩序に反しない限り**」となって、同じく、29 条の財産権も「**財産権の内容は、公益及び公の秩序に適合するように定める**」と変更されています。

「**公共の福祉**」と「**公益及び公の秩序**」とは、どう異なるのでしょうか？

公共の福祉は、個人の福祉との対比になるのではと思われます。大勢の人の福祉の前には、個人の福祉の制限があっても仕方ないのではと考えられます。

しかし、公益及び公の秩序となると、様子がガラッと変わります。

公益は時には国の利益になるでしょうし、**公の秩序は、まさしく政府に代表される公的機関が決めた秩序**という事になります。これはもう、**自由及び権利や生命、自由、幸福追求の権利も個人にはなくなってしまうという事を意味している**のではと思われます。すべてが、公の秩序となると政府は、何でも勝手に各種制限を制定し、個人の権利を侵すことが出来るのです。

「**公共の福祉**」と「**公益及び公の秩序**」は、**恐ろしい違いが内包されています。**

憲法は、単なる多数決で変更するようなレベルの問題ではありません。多くの賛成があって初めて変更すべき重要なテーマです。戦後、60 年以上憲法が改正されなかったのは、改正手続きが厳しかったからではありません。多くの国民が、現在の憲法を良しとしてきたからではないでしょうか。

厳しい改憲規定があっても、米国やスイスでは憲法の改正が行われていると聞きます。

私達は、多くの国民が、現憲法を改正すべきだと思っているのでしょうか？そして改正するとしても、自民党案を良しとするのでしょうか？

3 . 天皇関係

現憲法では、「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であって・・・。」

自民党案は、「天皇は、日本国の**元首**であり、日本国及び日本国民統合の象徴であって・・・」

天皇は象徴の前に、**元首**であるとなっています。つまり、明治憲法 4 条で、「天皇は、国の元首にして・・・」の再現なのです。

えー？ **象徴天皇から、元首天皇への変換！**

自民党の改憲案が、明治憲法に沿っている！ そう言えば、どこかの老人が、平和憲法は米国の押し付け憲法だから、それ以前に戻すべきだと言っていました。これが、そうなのですね。

現憲法 96 条の憲法改正の において、「憲法改正について前項の承認を経た時は、天皇は、**国民の名で**、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。」

自民党案は、この「国民の名で」が、消えている。「・・・**天皇は、直ちに憲法改正を公布する。**」

現憲法 99 条 「**天皇又は摂政及び**国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。」と明らかに天皇もこの憲法の下にあると言っています。しかし、自民党案は、**天皇又は摂政の文字が消えています**。即ち、天皇は、憲法の上に存在することになっています。

第 1 条で、「その地位は、主権の存在する日本国民の総意に基づく」とあっても、このように明らかに、**元首であり、憲法の下にない天皇は、まさしく明治憲法の天皇と同じではない**でしょうか。

4 . 戦争安全保障関係

現憲法では、九条「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。 前項の目的を達するために、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」

自民党案では、第二章戦争の放棄のタイトルを第二章安全保障(平和主義)となり、

上記、・・・国際紛争を解決する手段としては用いない。 **前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。**と変わり、現憲法の戦争の放棄は、全くない。しかも、この自衛権とは**集団的自衛権**の事と安倍氏自身が言っている。

続いて、自民党改憲案は、

(国防軍) 第九条の二 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するために、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。(以下省略)

この内容は、**米国との軍事同盟(安保条約)を結んでいる日本は、この改訂により、米国から「行け」と言われれば、イラクでもアフガンでも或いはどこへでも国防軍(自衛隊)を送らなくてはならない。**韓国がベトナムやイラクに派兵していた事を思いだしてみるとわかります。

戦闘地域でない所への派遣なんて言えなくなります。イラクでは一人も人を殺していないと胸を張れるのも、戦闘地域でなかったからです。現憲法によって、守られていたからです。

九条の二 2. 国防軍は、前項の規定により任務を遂行する際は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。 3 . 4 . 5 . と今までにない項目が続きます。省略(領土の保全等) 九条の三 国は、主権と独立を守るために、国民と協力して、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない。 自民党改憲案で新設されたもので、国民の協力とは? 何か変では? しかも領土の保全が、**国民の安全ではなく資源の確保の為**と言っている。尖閣等だけを考えて加えたのではという気がする。**領土の保全が資源の為!**

5 . 思想信教表現の自由

現憲法第十九条には、**思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。**とあります。

自民党改憲案では、思想及び良心の自由は、**保障する。**に変わっています。

どう違うのでしょうか? 変えたからには理由があるはずです。保障するでは、侵す事もあるが、その保障はするとも読めます。保障するの内容が、不明確です。侵さないとは言いたくないのでしょうか?

続いて第二十条、**信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。**いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は**政治上の権力を行使してはならない。**

自民党改憲案は、「第二十条信教の自由は、保障する。国はいかなる宗教団体に対しても、特権を与えてはならない。」とあり、**政治上の権力を行使してはならないが、消えています。**

二十条の は同じですが、 「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」

自民党改憲案は、3 国及び地方自治体その他の公共団体は、特定の宗教のための教育その他の宗教的活動をしてはならない。

ただし、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないものについては、この限りでない。ということで、**神道関係の行事は、国や自治体が行っても良いという事**のよう。

第二十一条 **集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。**

自民党改憲案も、この最初は同じです。しかし2項に新規の内容が入りました。

2 . 前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序を害する事を目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない。

つまり、表現の自由を認めたかのような1項目に続いて、それを否定する条文が新たに入っています。即ち、公の秩序を害すると決められたら、**反原発や改憲反対の活動は、出来なく**

なるのです。体制批判が全く出来なくなります。なにやら戦前の思想統制、政治活動禁止を想像させます。

最初に表現の自由を謳いながら、後ろでそれを否定する内容になっています。

条文は最後まできちんと読みましょう。

6 . 法の下での平等、奴隷的拘束

現憲法第 14 条はすべての国民は、法の下で平等であって、人権、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的、又は社会的関係において、差別されない」とあり、自民党案でも、ここは同じで、更に障害の有無が入り、その点は良い改正であるが、その 3 項で、「**栄誉、勲章、その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴わない。**栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受け者の一大に限り、その効力を有する。」と、なっていますが、自民党案には、**このいかなる特権も伴わないが消えています。**いろいろな特権を栄誉や勲章等に着け、名誉だけでない道を作ろうとしているようです。

いかなる奴隷的拘束も受けない。

現憲法 18 条では、何人も、**いかなる奴隷的拘束も受けない。**又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。となっていますが、自民党案では、何人も、その意に反すると否とにかかわらず、**社会的又は経済的関係において身体を拘束されない。**2 . 何人も、犯罪による処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。となっており、奴隷的拘束も受けないが、消えている。社会的・経済的以外の理由では、拘束がありうるとも考えられる。

家族に関する基本原則

現憲法にはなかった内容です。自民党案では、現憲法 24 条の婚姻の自由の項目の前に、自民案 24 条 **家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない。**という文が入っています。戦後に段々と保育所や介護支援のように従来、家族内で行っていた事が社会化されてきていますが、その現実に逆行するような家族の強調で、戦前の家族制度を想像されるような内容です。しかも本来、政府を縛るためにある憲法が、個人を縛るようになっており、現在の家族のあり方を否定し、昔に戻そうとしている、現状はそうでないので、憲法で強制しようとしているようにみえます

続いて、現憲法では、「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。」については、自民党案は、両性の合意に基づいて成立しとあって「のみ」が消えている。現憲法では、両者の合意だけを婚姻の根拠としているが、自民党案は、両性の合意だけではない可能性を残しているように見える。

又、3 項では、現憲法は、「配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚し

て、制定されなければならない。」とあるが、自民党案では、3項 **家族、扶養、後見**、婚姻及び離婚、財産権、相続並びに**親族に関する**その他の事項に関しては、法律は・・・(以下現憲法と同じ)となっており、現憲法にはない、家族、扶養、後見、親族の言葉が新たに入っています。1項の家族に関する新たな導入と併せ、戦前の家族制度の復活がここでも明確に見えます。

私達は、現在の憲法を本当にこんなに変えなければならいのでしょうか？

7 . 内閣及び総理大臣関係

現憲法第 63 条には、内閣総理大臣その他の国務大臣は、両議院の一に議席を有すると有しないとにかかわらず、何時でも議案について発言するため議院に出席することができる。又、答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。とあるが、自民改憲案は但し書きが付き、**ただし、職務の遂行上特に必要がある場合は、この限りでない。**と、イザとなったら完全に答弁を拒否できる可能性を残している。この内容は、21 条の二「国は、国政上の行為につき国民に説明する責務を負う。」と矛盾してくる。

第五章の内閣では、現憲法では第 65 条 行政権は、内閣に属する。となっているが、自民党案は、行政権は、**この憲法に特別の定めがある場合を除き**、内閣に属する。となっており、特別に定めれば、軍部が行政権を持てるようにもなる可能性があるのではと想像してしまう。どのような場合を想定して、内閣以外の行政権を考えているのだろうか。

又、続いて現憲法では、内閣総理大臣その他の国務大臣は、**文民でなければならない。**となっているが、自民党案では、**現役の軍人であってはならない。**となっており、昨日まで軍人でもよい事になる。文民統制という太平洋戦争の教訓が、消え去っている。

憲法改正

自民党は、まず、この憲法改正の条文を変えて、憲法の他の部分の改定をしやすくしようとしています。部分的に憲法を改正するのなら、それぞれの項目できちんと改正方法に従って改正すればよいのに、そのハードルを下げようとしています。憲法は他の法律とは全く異なるのに、同一に扱おうとしているのです。

現憲法は、「各議院の総議員の **3 分の 2 以上の賛成**で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会で定める選挙の際行われる投票において、**その過半数の賛成**を必要とする。」とありますが、自民党案は、「両議院の総議員の **過半数の賛成**で**国会が議決**し、国民に提案してその承認を得なければならない。この承認には、法律の定めるところにより行われる国民の投票において**有効投票の過半数**の賛成を必要とする。となっており、議員の半数と共に国民の投票は、有効投票という枠組みを設けている。これは単にハードルを下げただけでなく、投票条件を複雑にすることで有効投票を少なくすることでハードルをさらに下げる効果も期待できるだろう。有効投票にシなくてはならない理由が不明である。

又、現憲法 2 項において、憲法改正について前項の承認を経たときには、天皇は、**国民の名**で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。とあるが、自民党案は、天皇は、直ちに憲法改正を公布する。となっており、**国民の名**でが、**消えている**。天皇は元首だと言っている点と符合する変更である。

改憲論議 8 緊急事態 未作成